

新城市林道維持修繕活動支援実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、林道及び作業道の維持、修繕における支援の方法について必要な事項を定めるものとする。

(支援の原則)

第2条 支援に係る予算の執行にあたっては、法令、条例及び規則並びに予算の定めるところにより、公正かつ効果的に使用されるように努めなければならない。

(支援の内容)

第3条 支援の内容は、森林整備に繋がることを原則とし、予算の範囲内で林道及び作業道の崩土除去、倒木処理、路面路肩の修繕や、地域等が実施する維持、修繕に使用する原材料の支給及び建設機械等の貸与（以下「原材料支給等」という。）とする。

(要件)

第4条 原材料支給等は、新城市林道台帳及び新城市作業道台帳に登載されている路線を対象とする。

(申請者)

第5条 原材料支給等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の者とする。

- (1) 行政区、財産区
- (2) 林道維持管理組合、造林組合等
- (3) 森林組合
- (4) 森林ボランティア団体
- (5) あいち森と緑づくり事業を実施する事業者、森林経営計画を策定して事業を実施している事業者及び森林経営管理制度に基づく森林整備を実施している事業者
- (6) 災害時等応急復旧を行う事業者
- (7) その他森林整備を実施している事業者

(申請)

第6条 申請者は、維持、修繕をしようとする日の14日前までに新城市林道維持修繕活動支援申請書（様式第1）を市長に提出するものとする。但し、前条第7号に規定するその他森林整備を実施している事業者については、その地域の行政区から事前に合意を得た上で申請するものとする。

(原材料等)

第7条 原材料支給等の種類（以下「原材料等」という。）は、次のものとする。

- (1) アスファルト合材類（再生加熱合材、常温合材、乳剤等）
- (2) 砕石類（各規格の砕石及び再生砕石等）
- (3) 生コンクリート類（各規格の生コンクリート、各規格のモルタル）
- (4) 道路製品類（側溝、蓋、鋼製蓋、ヒューム管、簡易横断溝等）
- (5) 建設機械その他の機材（バックホウ、ホイールローダー等）
- (6) (1)から(5)までの運賃、(5)の燃料費、保証料、保険料等
- (7) その他維持修繕に必要なもの

(数量)

第8条 支給する原材料等の数量は別表1のとおりとする。

(支給)

第9条 原材料等の支給は、原則年1回とする。但し、緊急を要すると認められる場合についてはこの限りではない。

(支給等の決定)

第10条 市長は、前条の規定により原材料支給等の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、当該審査に係る原材料等の種類及び数量、支給等の時期が適正であるかどうか等を調査し、原材料等を支給すべきものと認めたときは、原材料支給等をするものとする。

(決定の通知)

第11条 市長は、原材料支給等の決定をしたときは、新城市林道維持修繕活動支援決定通知書(様式第2)により、その内容を申請者に通知するものとする。

2 市長は、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(報告)

第12条 申請者は、着手前及び完了後の写真を事業完了後速やかに市長に提出するものとする。

(目的外使用の禁止)

第13条 申請者は、支給された原材料等を他の用途へ使用してはならない。

(決定の取消し)

第14条 市長は、申請者が支給された原材料等を他の用途へ使用したときは、原材料等の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(返還)

第15条 市長は、原材料支給等の決定を取り消した場合において原材料支給等の当該取消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

新 城 市 長

申請者

住 所

氏 名

連絡先

担当者氏名

連絡先

新城市林道維持修繕活動支援申請書

このことについて、下記のとおり原材料等の支給をしてくださるよう申請します。

記

- | | | | | |
|----|----------|---------------------------|-------|------------------|
| 1 | 申請箇所 | 新城市 | 字 | 地内 |
| 2 | 原因及び目的 | | | |
| 3 | 路線名 | 林道・作業道 | 線 | |
| 4 | 原材料等 | 砕石 (規格 | × | m ³) |
| | | 生コンクリート (規格 | × | m ³) |
| | | 混合軽油ガソリン (h× | 台×0.5 | = |
| | | その他 | | |
| 5 | 建設機械等 | バックホウ (規格 | × | 台 × 日) |
| | | ホイールローダー (規格 | × | 台 × 日) |
| 6 | 崩土除去等修繕 | 崩土除去 ・ 倒木処理 ・ 路面修繕 ・ 路肩修繕 | | |
| 7 | 支給等希望日 | 年 月 日 | | |
| 8 | 位置図 | 別添図面のとおり | | |
| 9 | 運転資格証の写し | 別添のとおり | | |
| | | ※「5 建設機械等」を希望する場合は必要 | | |
| 10 | 状況写真 | 別添写真のとおり | | |
| | | ※「6 崩土除去等修繕」を希望する場合は必要 | | |
| 11 | その他 | | | |

様式第2（第11条関係）

（文書番号）
年 月 日

様

新城市長

新城市林道維持修繕活動支援決定通知書

年 月 日付けで申請のありました原材料支給等については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 路線名

2 決定原材料等

3 支給日 年 月 日

4 支給場所

5 条件事項

別表1（第8条関係）

原材料等の数量

支援の種類	内 容	数 量
軽油、混合油、ガソリンなど	林道、作業道の草刈り、倒木処理を行う際に使用する機械の燃料支給	作業時間と使用する機械の台数で算出した支給量を上限とする。 (作業時間×機械台数×0.5ℓ)
生コンクリート	洗掘されている路面の補修材として支給	1回の申請で10m ³ を上限とする。
アスファルト合材類（再生加熱合材、常温合材、乳剤など）	舗装の補修材として支給	適宜
碎石	洗掘されている路面の補修材として支給	1回の申請で30m ³ を上限とする。
バックホウ、ホイールローダーなど	崩土除去、路面整形、側溝浚渫などの作業を実施する際に使用する重機の借り上げ料の支給	1回の申請で3日を上限とする。 バックホウ：0.1・0.15・0.2・0.25m ³ ホイールローダー：0.3・0.5級
U字側溝、蓋、鋼製蓋、ヒューム管、簡易横断溝など	林道、作業道の排水設備を改修する資材の支給	適宜